

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要（専決）

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者である被保険者等が休みやすい環境を整えるため、傷病手当金を支給する規定を整備するもの。

2 専決理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図る観点から、傷病手当金を早急に支給する必要があるため、特に緊急を要するとして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をもって制定及び公布したもの。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 30 日

4 傷病手当金の概要

対象者	新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあるため労務に服することができなくなった雇用されている方（被用者）で、松戸市国民健康保険の被保険者
支給期間	労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、労務に服することができない期間（4 日目から支給対象）
支給額 (上限あり)	1 日当たりの給与額 × 3 分の 2 × 日数 (1 日当たりの給与額=3 か月間の給与合計金額を就労日数で除した金額)
適用期間	令和 2 年 1 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日の間で、療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合等は最長で 1 年 6 か月）
申請方法	世帯主、被用者（被保険者）、事業主、医療機関がそれぞれ記入する申請書を、松戸市国民健康保険課に提出